

学校段階等別・教科等別ワーキンググループ等の進捗状況等

○総則・評価特別部会 1

【第一回：11月2日（月）、第二回：12月2日（水）、第三回：12月22日（火）、
第四回：1月18日（月）】

- ・ 総則・評価特別部会における検討事項（案）
- ・ 学習指導要領の構成と改善の視点（たたき台）
- ・ 学習評価の改善に関する主な論点（案）

（総則・評価特別部会に対する各部会等からの検討事項の報告）

- ・ 特別支援教育部会における検討状況（第4回まで） 9
- ・ 各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例） 13
- ・ 情報に関わる資質・能力について 17
- ・ 健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力 28

○幼児教育部会 32

【第一回：10月23日（金）、第二回：11月20日（金）、第三回：12月24日（木）、
第四回：1月21日（木）】

- ・ 幼児教育部会における検討事項について（案）
- ・ 幼児教育部会（第3回）における検討事項
- ・ 幼稚園教育要領の構造化のイメージ（仮案・調整中）
- ・ 教育課程部会幼児教育部会（第4回）における検討事項

○特別支援教育部会 38

【第一回：11月6日（金）、第二回：11月19日（木）、第三回・第四回：12月16日（水）、
第五回：1月20日（水）】

- ・ 特別支援教育部会における検討事項について（案）

○言語能力の向上に関する特別チーム 39

【第一回：10月22日（木）、第二回：12月18日（金）、第三回：1月13日（水）】

- ・言語能力の向上に関する特別チームにおける検討事項
- ・言語に関する資質・能力（検討のたたき台）
- ・言語に関する資質・能力の要素（イメージ案）

○国語ワーキンググループ 42

【第一回：11月19日（木）、第二回：12月14日（月）、第三回：1月19日（火）】

- ・国語ワーキンググループにおける検討事項
- ・国語科で育成すべき資質・能力（検討のたたき台）
- ・国語科における学習活動の要素（イメージ案）
- ・国語教育のイメージ
- ・国語科で育成すべき資質・能力（各学校段階別）（検討のたたき台）
- ・高等学校国語科の現行の課題と改訂の方向性（たたき台）

○外国語ワーキンググループ 51

【第一回：10月26日（月）、第二回：11月30日（月）、第三回：12月11日（金）、
第四回：12月21日（月）、第五回：1月12日（火）】

- ・外国語ワーキンググループにおける検討事項について
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて外国語教育において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）
- ・資質・能力を育成する学びのプロセスの要素イメージ

○高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム 55

【第一回：11月12日（木）、第二回：12月21日（月）、第三回：2月16日（火）】

- ・高等学校地理・公民科科目の在り方に関する特別チームにおける検討事項
- ・「歴史総合（仮称）」の方向性・特色・構成イメージ（たたき台案）
- ・基軸となる問いに着目した「歴史総合（仮称）」の構成イメージ（たたき台案）
- ・高等学校学習指導要領における歴史科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）

- ・高等学校学習指導要領における地理科目の改訂の方向性（たたき台案）
- ・高等学校学習指導要領における地理科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）
- ・「地理総合（仮称）」において重視する思考力等と授業イメージ（たたき台案）
- ・「公共（仮称）」の方向性として考えられる構成①（たたき台案）
- ・高等学校学習指導要領における公民科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）

○社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 68

【第一回：12月7日（月）、第二回：1月18日（月）、第三回：1月25日（月）、
第四回：1月28日（木）、第五回：2月8日（月）】

- ・社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける検討事項
- ・社会科、地理歴史科、公民科における思考力、判断力、表現力等の育成のイメージ
- ・「社会科等における見方や考え方と思考力、判断力、表現力等」イメージ（たたき台案）
- ・社会科における学習プロセスの例（たたき台案）

○高等学校の数学・理科にわたる探究的科目の在り方に関する特別チーム 73

【第一回：11月20日（金）、第二回：1月21日（木）】

- ・高等学校の数学・理科にわたる探究的科目の在り方に関する特別チーム検討事項
- ・数理探究（仮称）の基本的な考え方について（論点案）

○算数・数学ワーキンググループ 75

【第一回：12月17日（月）、第二回：1月22日（金）、第三回：2月15日（月）】

- ・算数・数学ワーキンググループにおける検討事項
- ・算数・数学教育のイメージ
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて各教科等において育成すべき資質・能力の整理
- ・算数・数学の問題発見・解決のプロセス（案）

○理科ワーキンググループ 80

【第一回：11月10日（火）、第二回：12月14日（月）、第三回：1月14日（木）、
第五回：2月5日（金）】

- ・理科ワーキンググループにおける検討事項
- ・理科教育のイメージ（案）
- ・理科教育において育成すべき資質・能力（検討のたたき台）
- ・理科の各領域における特徴的な見方（案）
- ・資質・能力を育むために重視すべき学習過程等の例（たたき台）

○芸術ワーキンググループ 86

【第一回：11月23日（月）、第二回12月21日（月）、第三回・第四回：1月22日（金）】

- ・芸術ワーキンググループにおける検討事項
- ・芸術科（書道）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・芸術科（書道）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・小・中・高を通じ、図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・小・中・高を通じ、音楽科、芸術科（音楽）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・音楽科、芸術科（音楽）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・豊かな情操の育成を目指した小・中・高等学校修了時の児童生徒の姿（育成すべき資質・能力）（検討のたたき台）

○家庭、技術・家庭ワーキンググループ 99

【第一回：11月30日（月）、第二回・第三回：12月15日（火）、第四回・第五回：2月17日（水）】

- ・家庭、技術・家庭ワーキンググループにおける検討事項
- ・技術・家庭科（技術分野）における教育のイメージ（たたき台）
- ・技術・家庭科（技術分野）において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）

き台)

- ・技術・家庭科（技術分野）の見方や考え方の整理（たたき台）
- ・技術・家庭科（技術分野）の学習プロセスの例（たたき台）
- ・家庭科、技術・家庭科（家庭分野）における教育のイメージ（たたき台）
- ・家庭科、技術・家庭科（家庭分野）において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）
- ・家庭科，技術・家庭（家庭分野）の学習プロセス(たたき台)

○情報ワーキンググループ 107

【第一回：10月22日（木）、第二回：11月24日（火）、第三回：12月22日（火）、
第四回：1月20日（水）】

- ・情報ワーキンググループの今後の検討事項について
- ・高等学校情報科（各学科に共通する教科）の改善について

○体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ 117

【第一回・二回：11月23日（月）、第三回：12月10日（木）、第四回：12月24日（木）、
第五回：1月20日（水）、第六回：2月10日（水）】

- ・体育・保健体育、健康、安全WGにおける検討事項（案）
- ・健やかな体の育成に関する教育のイメージ（たたき台）
- ・【たたき台】資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて育成すべき資質・能力の整理イメージ（体育科・保健体育科）
- ・体育科・保健体育科における学習過程のイメージ
- ・体育科・保健体育科におけるアクティブ・ラーニングのイメージについて

○生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ 126

【第一回：11月16日（月）、第二回：12月8日（火）、第三回：1月12日（火）】

- ・生活・総合的な学習の時間ワーキンググループにおける検討事項

○特別活動ワーキンググループ 130

【第一回：11月25日（水）、第二回：12月22日（火）、第三回：1月20日（水）】

- ・特別活動ワーキンググループにおける検討事項
- ・特別活動のイメージ（たたき台）

○産業教育ワーキンググループ 132

【第一回：12月7日（月）、第二回：12月16日（水）、第三回・四回：1月8日（金）、第五回：2月1日（月）】

- ・産業教育ワーキンググループにおける検討事項
- ・産業教育のイメージ（案）
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、職業に関する専門教科において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）

（未開催）

- ・中学校部会、高等学校部会
- ・考える道德への転換に向けたワーキンググループ

総則・評価特別部会における検討事項（案）

（１）学習指導要領等全体及び総則の構造に関する考え方

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学習指導要領等全体や総則はどのような構造や表現とすべきか。

- 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の総則においてどのように示すべきか。
 - ・ 学校生活の核となる教育課程の意義
 - ・ 教育関係法令に定める目的・目標等との関係
 - ・ 育成すべき資質・能力の要素
 - ・ 知・徳・体の総合的な育成、道德教育、体育・健康や安全等に関する指導
 - ・ 各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造
 - ・ 教科等横断的に育成すべき資質・能力と、教科等間の関係
 - ・ 教育課程編成の在り方（カリキュラム・マネジメント）
 - ・ 学習・指導の改善の視点（アクティブ・ラーニングの視点）
 - ・ 教育課程全体において重視すべき学習活動等（習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等）
 - ・ 部活動の位置付けと留意点

（２）発達の段階や成長過程のつながりを踏まえた総則の在り方

- 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の教育の特質を踏まえつつ、発達の段階や成長過程をつなぐ観点から、学習指導要領等においてどのように示すべきか。
 - ・ 学校段階間の接続
 - ・ 18歳の段階や義務教育段階で身に付けておくべき力についての考え方の共有
 - ・ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

- ・ 特別支援教育に関すること（通級による指導や特別支援学級の意義・位置付け、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の確立等）
- ・ キャリア教育の視点
- ・ 多様な個に応じた指導の在り方（優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等）
- ・ 生徒指導、進路指導

（３）社会とのつながり

- 家庭や地域社会との連携や、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、異年齢・世代間交流等について、学習指導要領等においてどのように示すべきか。

（４）学習評価

- 論点整理で指摘された以下のような点について、どのように考えるか。
 - ・ 育成すべき資質・能力等を踏まえた学習評価の今後の方向性について
 - ・ 観点別学習状況の評価の在り方について
 - ・ 多様な学習活動や学習成果の評価について
 - ・ 学習評価と学習・指導方法の改善について
 - ・ 指導要録の在り方について
 - ・ 効果的な学習評価の推進方策について

学習指導要領の構成と改善の視点（たたき台）

平成27年12月2日
総則・評価特別部会
資料4

小学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程の編成、実施について
各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科ごとに、

目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	音楽
第2節	社会	図画工作
第3節	算数	家庭
第4節	理科	体育
第5節	生活	

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

※ 平成30年度より

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加
又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(加キョウム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のあ
る「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

第1 教育課程編成の一般方針
・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
・道徳教育・体育・健康に関する指導
第2 内容の取扱いに関する共通的事項
・発展的内容の指導と留意点
・学年の目標及び内容の示し方
・複式学級
第3 授業時数の取扱い
・年間の授業日数(週数)
・児童会活動、クラブ活動、学校行事
・1単位時間の適切な設定
・創意工夫を生かした弾力的な時間割
・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
・2. 学年を見通した指導
・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
2 その他の配慮
・言語活動の充実
・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
・学級経営の充実、生徒指導の充実
・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
・個に応じた指導の充実・障害のある児童への指導
・海外から帰国した児童等への適切な指導
・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
・評価による指導の改善、学習意欲の向上
・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児
児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

中学校学習指導要領の構成

論点整理を踏まえて追加
又は整理すべき視点(例)

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、中学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

青字は、小学校学習指導要領には示されていない観点

第1章 教育課程編成の一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- 道徳教育・体育・健康に関する指導

第2章 内容の取扱いに関する共通的事項

- 発展的内容の指導と留意点
- 学年の目標及び内容の示し方
- 指導の順序の工夫
- 複式学級・選択教科の開設

第3章 授業時数の取扱い

- 年間の授業日数(週数)・生徒会活動、学校行事
- 1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- 創意工夫を生かした弾力的な時間割

総合的な学習の時間の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4章 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- 学年を見通した指導
- まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導

2 その他の配慮

- 言語活動の充実
- 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- 生徒指導の充実・進路指導の充実・ガイダンス機能の充実
- 生徒が見通しを立てたり振り返りたりする活動
- 個に応じた指導の充実・障害のある生徒の指導
- 海外から帰国した生徒等への適切な指導
- コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- 評価による指導の改善、学習意欲の向上
- 部活動の意義や留意点

- 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第1章 総則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	美術
第2節	社会	保健体育
第3節	数学	技術・家庭科
第4節	理科	外国語
第5節	音楽	

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

学校生活の核となる教育課程の意義

中学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アグレイブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、異通し・振り返り・繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導、適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、小・中学校学習指導要領には示されていない観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・ 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・ 道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・ 就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・ 卒業までに履修させる単位数等
- ・ 各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の単位数等
- ・ 学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・ 各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・ 専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

各教科・科目等の内容等の取扱い

指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・ 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・ 各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・ 義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・ 道徳教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項

進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・ 言語活動の充実
- ・ 生徒指導の充実
- ・ 生徒が見通しを立てたり振り返りたりする活動
- ・ 個に応じた指導の充実
- ・ 障害のある生徒などへの配慮
- ・ 海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・ 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・ 評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・ 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

第6款 単位の修得及び卒業の認定

単位の修得の認定

各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

1. 育成すべき資質・能力と学習評価の在り方について

育成すべき資質・能力に基づく教育課程の構造化と学習評価の改善を一体的に進めていくためには、どのような改善が必要か。

○教育目標の構造と学習評価の関係（「目標に準拠した評価」のさらなる実質化）

○資質・能力の三つの柱それぞれの性質を踏まえた、ふさわしい評価の在り方

・観点別評価（学習状況を分析的に捉える）

・個人内評価（一人一人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する）

○資質・能力と学習評価の在り方を踏まえた、指導要録の在り方

（参考）「指導に関する記録」の記載事項

・「各教科の学習の記録」として「観点別学習状況」と「評定」

・「総合的な学習の時間の記録」

・「特別活動の記録」

・「行動の記録」

・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」

・「出欠の記録」

○学習評価に関する、学習指導要領、解説、教育課程部会報告、指導要録の改善に関する通知、国立教育政策研究所作成の参考資料等の意義や関係性の再整理

2. 観点別学習状況の評価の在り方について

現行の評価の観点（H22 通知）は、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の4観点を基本としているが、これらは、学校教育法改正（H19）で明確に示された、学力の3要素を基にしたものであり、基となる考え方の要素は3つである。こうした関係性を更に分かりやすくするとともに、「論点整理」を踏まえ、評価の観点と資質・能力の関係をより構造化していくためには、どのような改善が必要か。

○「論点整理」の考え方と教科の特性を踏まえた、評価の観点に関する共通的な考え方の整理

(3つの観点で整理することについて考えられるメリット)

- ・教科の目標と評価の観点が対応することにより、指導と評価の一体化をより円滑に推進する。(教員の負担も軽減される)
- ・評価における学力の三要素のバランスがよくなる(4観点では「知識」「技能」の比重が相対的に大きいように受け止められる)
- ・教科・校種を超えて共通の整理をすることにより、評価の改善に向けた学校や教育委員会の組織的取組等を行いやすくする

(教科の特性)

- ・体育の「思考・判断」、音楽の「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」のように「思考・判断・表現」の「表現」と各教科固有の「表現」との違いに留意が必要なものの
 - ・国語、外国語、芸術系教科等で、「思考・判断・表現」と「技能」が不可分であるとされているもの
 - ・保健分野の「技能」、芸術系教科の「知識」等、対応する観点が示されていないもの
- 「知識」の意味について、知識の習得・構造化と発達の段階を踏まえた評価の考え方について
- 「思考・判断・表現」の評価の在り方について
- 「主体的に学習に取り組む態度」と現行の「関心・意欲・態度」の関係性の整理や、具体的な評価の在り方について

3. 各学校における学習評価の質を高めるために必要な取組等について

各学校における、学習評価に対する取組を活性化するためには、どのような考え方の整理や取組上の工夫が必要か。

- カリキュラム・マネジメントと学習評価の関係について
- 年間計画と単元、授業の組み立て方と評価の場面について
- 診断的評価、形成的評価、総括的評価の意義と在り方について
- 多様な学習活動や学習成果の評価について
- アクティブ・ラーニングの視点との関係について
- 教職課程や研修の中における評価の扱いについて

○ICTの活用について

4. 学習評価を子供一人一人の自己評価につなげ、学習意欲を高めていくために必要な取組等について

学習評価を、子供一人一人の「学びに向かう力」の向上につなげていくためには、どのような工夫が必要か。

○学習評価と「メタ認知」の関係

○子供一人一人が、自らの学習状況やキャリア実現を見通し振り返ることができるようにするために仕組みの在り方

特別支援教育部会における検討状況（第4回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 <p>【主な意見】</p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <p>≪通級による指導、特別支援学級ともに≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） <p>≪通級による指導≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。 ・高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討

	<p>を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会や総則・評価特別部会において、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。</p> <p>《特別支援学級》</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することを記述。 <p>(学習指導要領解説で示している例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の「自立活動」を取り入れる 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える 特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える など <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>《通級による指導》</p> <p>通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示すことが必要ではないか。</p> <p>《特別支援学級》</p> <p>小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示すことが必要ではないか。</p>
<p>③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。</p>	<p>【現状】</p> <p>《合理的配慮※の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）において、合理的配慮の観点（3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。 ・作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。 <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>≪合理的配慮の提供≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 <p>≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。 ○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。
<p>④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。

<p>化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%）。 <p>【主な意見】 特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、 ○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となっており、 <u>特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方</u>（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）を示す必要があるのではないか。</p>
<p>⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。 ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。 <p>【主な意見】</p> <p>○<u>学習指導要領総則の一般方針において、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す</u>必要があるのではないか。 ※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

<平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部
(第3回)資料4-2>

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説)
総則編

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習
LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則
各教科等
■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

(小学校学習指導要領解説)
総則編における障害種の特性にに関する記述に加え、各教科等編において

- 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。
【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい <<情報のイメージ化>> **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すこと、書くことが困難
表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領
個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫
難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする
肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領
※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

(幼稚園教育要領解説)
■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

- **【困難さの例】**
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい <<情報のイメージ化>> **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すことが困難
表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（国語科の例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
【手立て】：見えにくさに応じた情報保障
具体的イメージなど
- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。
心の理論など
- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
注意のコントロールなど
- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

（社会科の例）

視知覚、空間認知など

- **地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合**には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、**読み取りやすくなるよう**に、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。
具体的イメージ、心の理論など
- **他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味を持たない場合**には、**社会的事象への興味・関心を高めるため**、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際の体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

（算数科の例）

視知覚（位置）など

- **同色系の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は**、**正しい位置に印が付けやすいように**、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
実際のイメージなど
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使うことが少なく、抽象度の高いことばの**理解が困難な場合は**、**児童がイメージを持つことができるよう**、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
継次処理など
- **四則の混合した式や（ ）を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合**、**計算のきまりを理解させるために**、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。
視覚記憶、同時処理など
- **目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合**、**目的に応じたグラフの表し方があること**を理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする

実際のイメージ、経時処理など

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、**燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。**

注意のコントロール
(多動性) など

視知覚、図と地の弁別、
視覚記憶、時間把握など

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- **みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。**

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。**

(図画工作科の例)

視知覚(形)など

- **形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。**

スモールステップなど

図と地の分別など

- **表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。**
- **見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。**

空間把握など

(家庭科の例)

実際のイメージ、選択決定など

- **お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身につけていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。**

(体育科の例)

前庭覚、継次処理、身振りなど

- **複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。** 注意のコントロール（固執性）など
- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。**

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- **相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。** 注意のコントロール（多動性）など
- **話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。**

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音声を聴取することが難しい児童の場合、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。**

(総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、継次処理、短期記憶、言語化など

- **まとめたり調べたりすることに困難がある場合には、注意や集中のコントロールが難しかったり情報処理に偏りがあったりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。**

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- **学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。**

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- **見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるように、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるように配慮をする。**

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

- **聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。**

体験不足、空間把握など

- **身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。**

情報に関わる資質・能力について

①多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ表現することなどができ、**カスタマイズが容易**であること

(観察・実験したデータなどを入力し、図やグラフ等を作成するなどを繰り返し行う試行錯誤すること)→試行の繰り返し、調べ学習、ドリル学習、プレゼン、情報共有

②時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるとい**う時間的・空間的制約を超えること**

(距離や時間を問わずに見童生徒の思考の過程や結果を可視化する)→思考の可視化、学習過程の記録

③距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるとい**う、双方向性を有すること**

(教室やグループでの大勢の考えを距離を問わずに瞬時に共有すること)→瞬時の共有化、インタラクティブ、遠隔授業、メール送受信

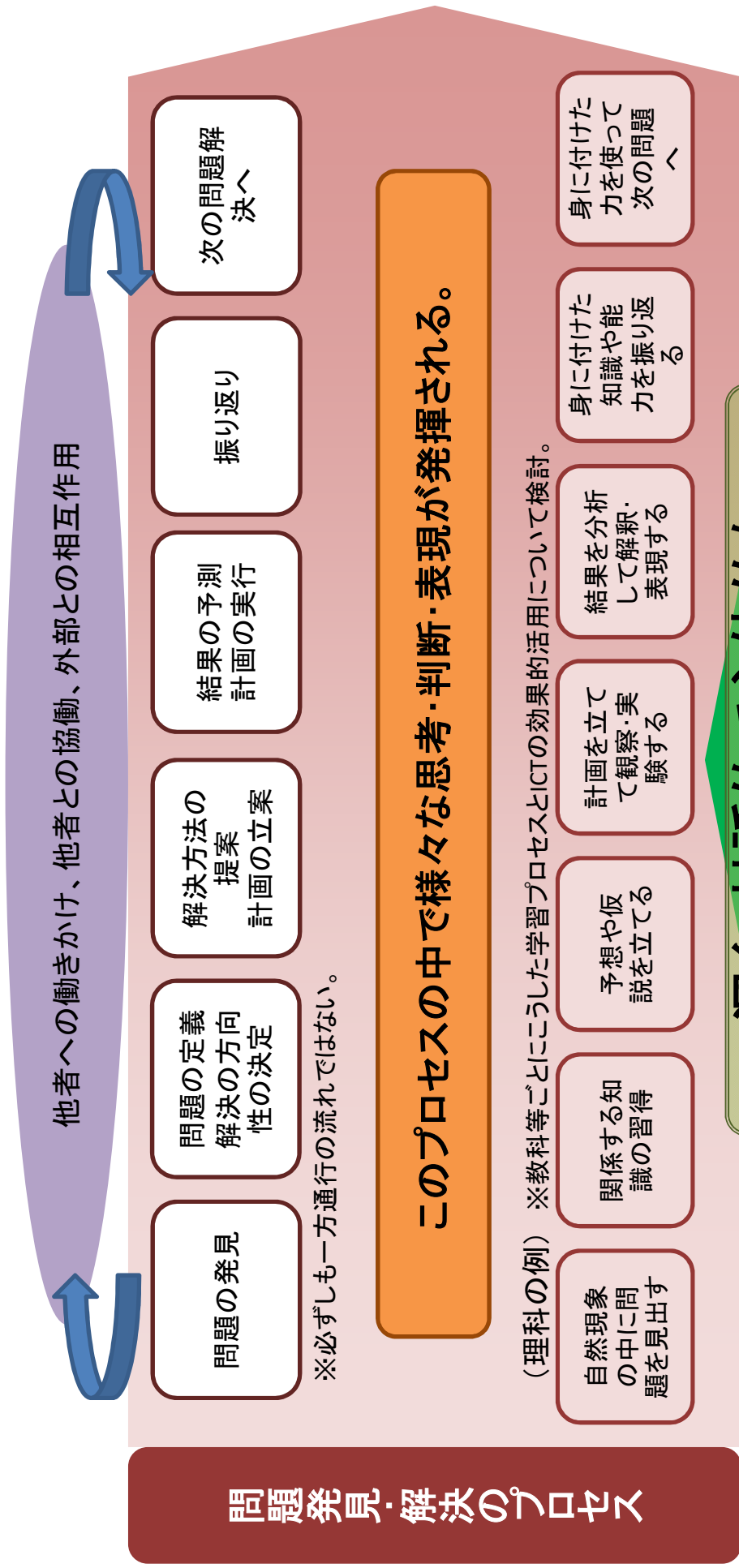
出典:「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会報告書(中間まとめ)」(平成26年8月29日)

○アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現に大きく貢献

○個々の能力や特性に応じた学びの実現に大きく貢献

○離島や過疎地等の地理的環境に左右されない教育の質の確保に大きく貢献

アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用



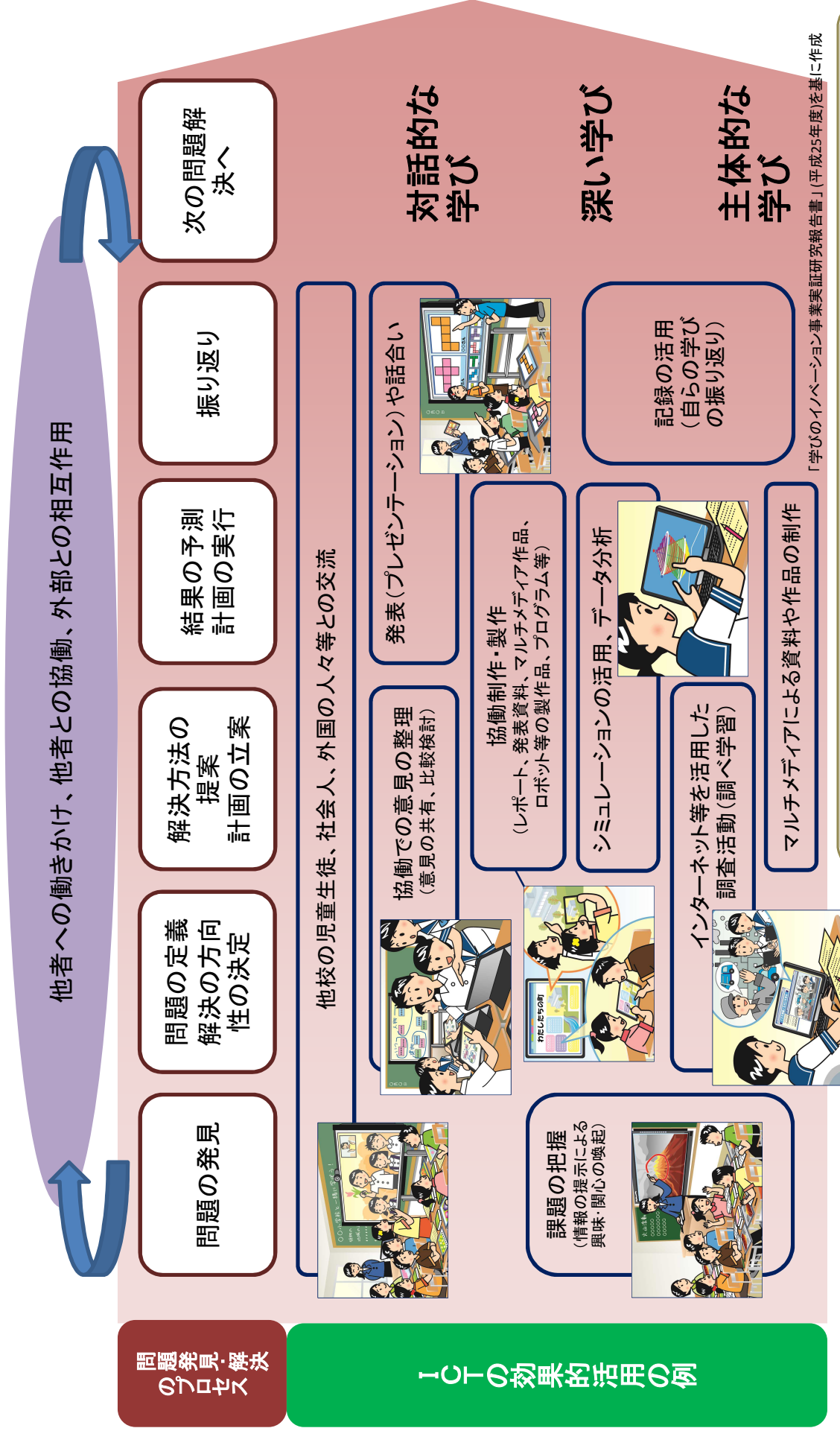
**深く、対話的で主体的な
豊かな学習を実現**

ICTの効果的な活用

(情報活用能力の育成にもつながっていく)

問題の発見・解決の方法等の理解と技能、コンピュータ等の基本的な操作技能の習得

アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用の例



「学びのイノベーション事業実証研究報告書」(平成25年度)を基に作成

留意すべき点

- ✓ 各プロセスと活用例との対応は例示であり、上例に限定されるものではないこと
- ✓ 学習活動のつながりと学びの広がり(例えば、対話的な学びが起こりつつ、深い学びや主体的な学びも実現されていること)を意図した、単元の構成の工夫等が望まれること

- 個別に応じた学習
- 家庭学習・反転学習
- 遠隔教育
- 障害の状態等に
応じた指導

上記のプロセスの全てに当てはまる活用

資質・能力の三つの柱から整理した、高等学校卒業までに全ての生徒に育むべき情報に関わる資質・能力のイメージ（案）

情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

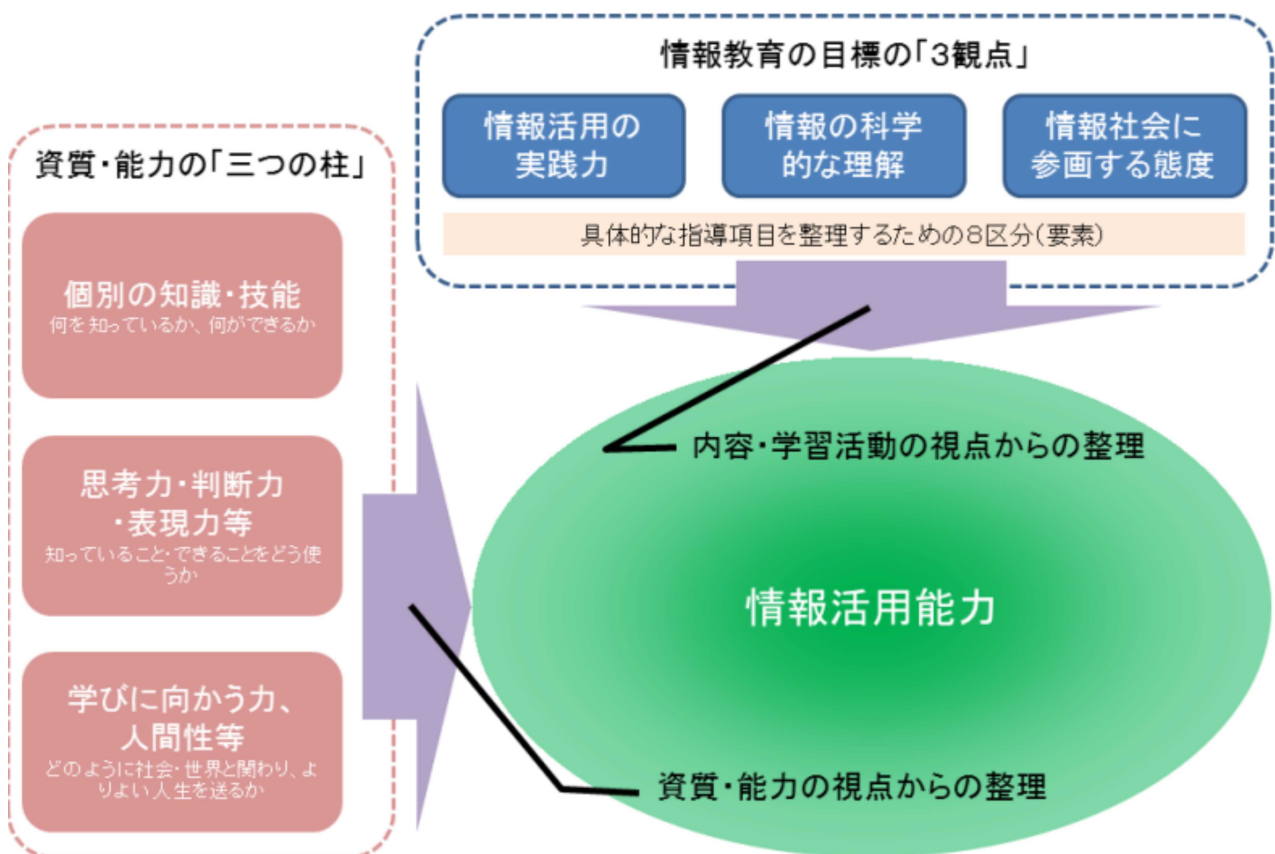
- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

（情報活用能力の3観点8要素を基に、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理）

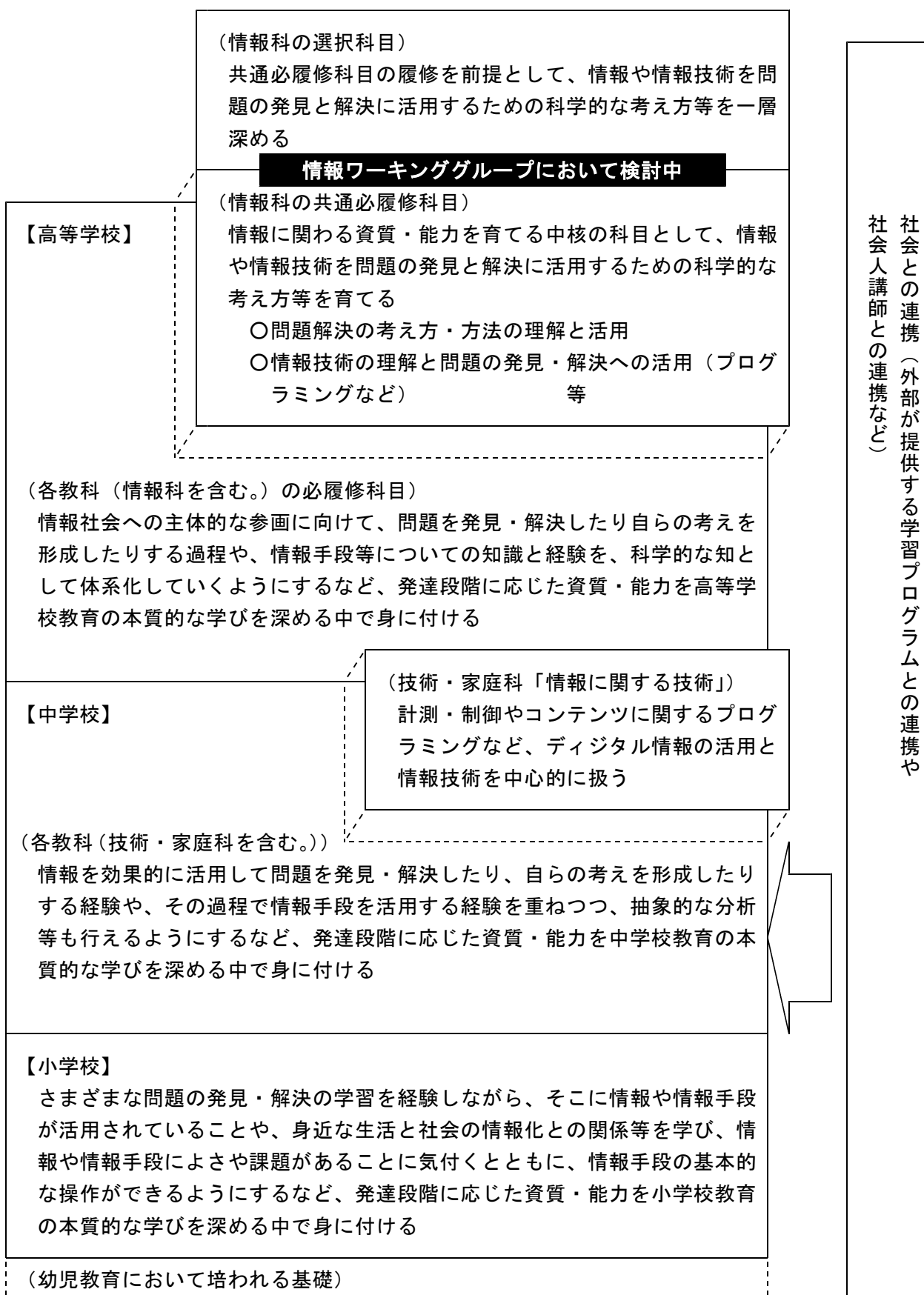
<p>i) 個別の知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)</p>	<p>・(思考や創造等に活用される基礎的な情報としての)教科等の学習を通じて身に付ける知識等</p> <p>・情報を活用して問題を発見・解決したり考えを形成したりする過程や方法についての理解</p> <p>・問題の発見・解決等の過程において活用される情報手段(コンピュータなど)の特性についての理解とその操作に関する技能</p> <p>・アナログ情報とデジタル情報の違い(Web サイトと新聞や書籍等により得られる情報の早さや確かさの違い)など、情報の特性の理解</p> <p>・コンピュータの構成や情報セキュリティなど、情報手段の仕組みの理解</p> <p>・社会の情報化と情報が社会生活の中で果たしている役割や及ぼしている影響の理解</p> <p>・情報に関する法・制度やマナーの意義についての理解</p>
<p>ii) 思考力・判断力・表現力等 (知っていること・できることをどう使うか)</p>	<p>・情報を活用して問題を発見・解決し新たな価値を創造したり、自らの考えの形成や人間関係の形成等を行ったりする能力</p> <p>—目的に応じて必要な情報を収集・選択したり、複数の情報を基に判断したりする能力</p> <p>—情報を活用して問題を発見し、解法を比較・選択し、他者とも協働したりしながら解決のための計画を立てて実行し、結果に基づき新たな問題を発見する等の能力</p> <p>—相手や状況に応じて情報を的確に発信したり、発信者の意図を理解したり、考えを伝え合い発展させたりする能力</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>・問題の発見・解決や考えの形成等の過程において情報手段を活用する能力</p>
<p>iii) 学びに向かう力、人間性等 (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)</p>	<p>・情報を多角的・多面的に吟味しその価値を見極めていこうとする情意や態度等</p> <p>・自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする情意や態度等</p> <p>・情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする情意や態度等</p> <p>・情報や情報技術を積極的かつ適切に活用して情報社会(情報の果たす役割が一層重要になっていく社会)に主体的に参画し、より望ましい社会を構築していこうとする情意や態度等</p>

- ※ i) 個別の知識・技能、ii) 思考力・判断力・表現力等、iii) 学びに向かう力、人間性等は相互に関連して育まれるものである。
- 例えば、情報モラルに関しては、
- i) (デジタル情報は一旦拡散すると完全に消去することは難しいという) 情報の特性や、情報に関する法・制度やマナーの意義についての理解
 - ii) 相手や状況に応じて情報を的確に発信する能力
 - iii) 情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする情意や態度等
- 情報セキュリティに留意した情報手段の活用に関しては、
- i) 情報セキュリティを確保する必要性とそのため仕組みや関連する法・制度の意義についての理解
 - ii) 問題の発見・解決等の過程において情報手段を活用する能力
 - iii) 自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする情意や態度等
- 問題の発見・解決等を行うに当たっての信頼性や信憑性に留意した情報の選択に関しては、
- i) (情報技術の進展により誰もが情報の発信者となれるという利点の反面、信頼性や信憑性の低い情報もあるという) 情報の特性の理解
 - ii) 目的に応じて必要な情報を収集・選択する能力
 - iii) 情報を多角的・多面的に吟味しその価値を見極めていこうとする情意や態度等
- が相互に関連して育まなければならないということに留意する必要がある。

「3観点」と「三つの柱」との関係のイメージ



小・中・高等学校の発達段階に応じた資質・能力育成の観点のイメージ（案）



各教科等における情報に関わる資質・能力の育成 改善・充実のポイントのイメージ（案）

<p>全体の方向性 総則など</p>	<p>○教育課程全体を通じて、情報に関わる資質・能力を発達段階に応じて育成することができるよう、各教科等の特性に応じた指導内容の充実を図るとともに、アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> <p>○特に小学校段階において、3 学年の国語におけるローマ字学習や、総合的な学習の時間において身に付ける学び方、社会科における資料の収集・活用・整理などの活動、算数における図形やグラフの作成、理科における観察・実験の記録等の学習とも関連させながら、情報手段の基本的な操作（文字入力やデータ保存など）をどのようにできるようにしていくのかを、カリキュラム・マネジメントの中で明確にすること。</p> <p>○個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育については、各学校が育てる具体的な資質・能力を検討する中で、どのような課題やテーマを重点的に扱うかを検討し、各教科等の学習との関係を整理していくこと。また、学校だけでは指導体制の確保が難しい課題やテーマについては、「社会に開かれた教育課程」の観点から、社会人講師の活用や外部が提供する学習プログラムとの連携など、社会との連携を図ること。</p>
<p>国語</p>	<p>○様々なメディアによって表現された情報を理解したり、様々なメディアを用いて表現したりするために、信頼性・妥当性なども含め、情報を多角的に吟味して構造化する力や多様なメディアの特徴や効果を理解して活用する力を育成すること。</p> <p>○出典の明示など、情報を引用する際に必要なきまり等を身に付けること。</p> <p>○ローマ字学習と情報機器の基本的な操作に関する学習を関連付けて実施すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、検索の仕方や発表資料の作成など、情報収集や情報発信の手段として I C T を活用する機会を設けること。</p>
<p>社会 地理歴史 公民</p>	<p>○観察や調査を通じて情報を集め、読み取り、まとめていくために必要な力を育成すること。</p> <p>○取り出した情報を基に考察・構想・説明・議論するために必要な力を育成すること。</p> <p>○社会における情報化の意味や影響について理解すること。</p> <p>○様々な情報が人々の意志決定に影響を与えていることについて理解すること。</p>

	<p>○高等学校において「歴史総合（仮称）」を新設し、歴史に関する情報を批判的に吟味し活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「地理総合（仮称）」を新設し、地図や地理情報システム等を活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「公共（仮称）」を新設し、様々な情報を発信・受信する知的主体として必要な力を育成すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
算数 数学	<p>○数・式、記号、図、表、グラフなどを理解したり、数理的に問題を処理したりするために必要な力を育成すること。また、統計的な内容等の改善について検討すること。</p> <p>○問題解決の後、その過程を振り返って問題解決の手順を確認し、同様の問題に適用することなどを通して、アルゴリズムに対する理解を深めさせること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。グラフの作成やデータの分析等にコンピュータを積極的に活用すること。</p>
理科	<p>○自然事象の中から必要な情報を抽出したり、得られた情報を基に課題や仮説を立てたり、観察・実験を通じて得られたデータを処理・整理したり、観察・実験の結果を基に考察・推論したりするために必要な力を育成すること。</p> <p>○科学技術の発展と日常生活や社会との関連について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。観察・実験の計測や記録、データの処理等にコンピュータを積極的かつ適切に活用すること。</p> <p>○観察・実験レポートの作成や発表などにおいて、参考文献や引用部分を明示するなど、知的財産の保護や活用の意義を理解し行動できるようにすること。</p>
生活	<p>○様々な手段を適切に使って情報を伝え合いながら、身近な人々と関わったり交流したりできるようにすること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
音楽 芸術（音楽）	<p>○音楽を形づくっている要素や要素同士の関連及びその働きの視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○音楽に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p>

	<p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラムを活用した活動を行うこと。</p>
<p>図画工作 美術 芸術（美術・ 工芸）</p>	<p>○形や色彩などの造形的な視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○美術に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラム、映像メディアを活用した活動を行うこと。</p>
<p>芸術（書道）</p>	<p>○書を構成する要素やその関連から生み出される働きを捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○書道に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
<p>家庭 技術・家庭</p>	<p>○家庭科及び技術・家庭科（家庭分野）については、生活の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、実生活に活用するために必要な力を育成すること。消費生活における情報化の進展に対応し、消費者として、適切な意思決定に基づいた消費行動が行えるようにすること。</p> <p>○技術・家庭科（技術分野）については、情報に関する技術の役割や影響について理解し、それらを適切に評価し活用するために必要な力を育成すること。また、計測・制御だけではなく、コンテンツに関するプログラミングについても学ぶこととすること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。実験・実習等の記録やデータの処理等にコンピュータを積極的に活用すること。</p>
<p>体育 保健体育</p>	<p>○必要な情報を基に、生涯を通じた運動やスポーツとのかかわり方を見つけていくために必要な力や、仲間と協力して課題を解決していくために必要な力などを育成すること。</p> <p>○健康に係る情報を収集・選択し、健康の保持増進を目指して意思（意志）決定・行動選択していくために必要な力を育成すること。</p> <p>○様々な情報機器の使用と、欲求やストレスを含めた健康の関わりについて理解を深め、自分に合った対処法を身につけられるようにすること</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
<p>外国語</p>	<p>○外国語によるコミュニケーションに必要な情報を抽出し、得られた情報を基に自分の考えを構成し、効果的に伝えるために必要な力を育成するこ</p>

	と。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。外国語に触れる機会を増やすためにも、ICT を積極的に活用すること。
情報	○高等学校において共通必修科目を新設し、情報に関わる資質・能力を育てる中核として、情報や情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育てること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
職業に関する各教科	○各職業分野の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、産業・社会に活用するために必要な力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
道徳	○情報モラルに関する指導を充実すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
総合的な学習の時間	○情報の集め方や調べ方、整理・分析の仕方、まとめ方や表現の仕方などの、教科横断的に活用できる「学び方」を身に付けること。また、学習の過程において情報手段の操作についても併せてできるようにすること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
特別活動	○情報化が進む社会の中で、情報を適切に活用してよりよい集団や個人の生活、人間関係をつくり、責任ある行動をとっていくために必要な力を育成すること。 ○自らのキャリア形成に必要な情報を収集し活用する力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った話し合い活動や実践活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。

※学習指導要領の内容を検討するにあたっては、学校や生徒のニーズに対応した ICT 機器の開発を含む ICT 環境の整備を進めつつ、学校によって環境整備の状況が異なる実態を踏まえる必要がある。

※コンピュータにおける文字入力やデータ保存などの基本的な操作については、例えば教育の情報化 HP に練習用教材を載せるなど、各学校が活用できるような教材を開発・普及していくことが求められる。

健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力

体育に関する指導、健康・安全及び食育に関する指導

一人一人の生活の質的向上、社会の活力の向上など

学校における体育・健康に関する指導(高等学校学習指導要領 総則1の3)

防災を含む安全に係る記載の充実が必要

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。
(小学校・中学校学習指導要領においても同様)

体育に関する指導

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・子供の体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校や地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。
- ・スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

健康・安全教育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

○学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)

- ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- ・安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

食育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。

○食育基本法(平成17年法律第63号)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

○学校給食法(昭和29年法律第160号)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

安全に関する資質・能力のイメージ

進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

- 法令等
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
 - ・災害対策基本法
 - ・交通安全対策基本法
 - ・首都直下地震緊急対策推進基本計画
 - ・国土強靱化基本計画
 - ・教育振興基本計画
 - ・気候変動の影響への適応計画
 - ・学校安全の推進に関する計画
 - ・第9次交通安全基本計画等

何を知っているか 何ができるか

安全な生活を送るための基礎となる知識・技能
安全で安心な社会づくりの意義の理解

知っていること・できることをどう使うか

安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択(危険予測・回避)等

防災を含む安全に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

